

議案第 79 号

小田原市尊徳記念館条例の一部を改正する条例

[改正理由]

受益と負担の適正化の観点から尊徳記念館の観覧料及び使用料の額を引き上げる等のため改正する。

[内 容]

1 観覧料の額の引上げ（別表第 1 関係）

展示室の観覧料の額を次のように引き上げることとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分		金額（1 人につき）
個人	15 歳以上の者 （中学生を除く。）	円 250 (200)
	小学生及び中学生	150 (100)
団体	15 歳以上の者 （中学生、高校生及び大学生を除く。）	200 (150)
	高校生及び大学生	150 (120)
	小学生及び中学生	100 (80)

2 使用料の額の変更（別表第 2 及び別表第 3 関係）

施設の使用料の額を次のように変更することとする。

（ ）内の数字は、現行の金額

区 分	午前 9 時 ～正午	午後 1 時 ～午後 5 時	午後 6 時 ～午後 9 時 30 分	午前 9 時 ～午後 5 時	午後 1 時 ～午後 9 時 30 分	午前 9 時 ～午後 9 時 30 分
視聴覚室	円 1,200 (1,000)	円 1,600 (1,400)	円 1,400 (1,200)	円 3,200 (2,900)	円 3,500 (3,100)	円 5,100 (4,500)
講堂	2,000 (1,700)	2,600 (2,200)	2,200 (1,900)	5,300 (4,500)	5,500 (4,800)	8,300 (7,000)
体験実習室	950 (800)	1,300 (1,100)	1,200 (1,000)	2,600 (2,300)	2,800 (2,500)	4,100 (3,700)
研修室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (1,000)	1,300 (1,100)	1,900 (1,600)

小研修室		250 (200)	350 (300)	350 (300)	650 (600)	800 (600)	1,100 (900)
宿泊を伴う場合	食堂（調理室を含む。）	1人1泊につき2,400円（2,000）					
	宿泊室（小宿泊室を含む。）						
宿泊を伴わない場合	食堂（調理室を含む。）	1,200 (1,000)	1,600 (1,400)	1,400 (1,200)	3,200 (2,700)	3,500 (2,900)	5,100 (4,200)
	宿泊室	450 (400)	600 (500)	600 (500)	1,200 (1,000)	1,300 (1,100)	1,900 (1,600)
	小宿泊室	250 (200)	350 (300)	350 (300)	650 (700)	800 (700)	1,100 (1,100)

3 その他

規定を整備することとする。

[適用]

1 観覧料の額の引上げ

令和 9 年 4 月 1 日

2 上記以外

令和 9 年 4 月 1 日以後の施設の使用に係る使用料について適用